



障害者フォーラム 2015 プログラム

12月3日から9日は「障害者週間」です

～障害のある人もない人も共に生きる社会へ～

障害者基本法では、国民の皆様の中に広く基本原則（地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止等）に関する関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

日時 平成27年12月3日(木) 13:00～17:00

場所 中央合同庁舎第8号館 1階講堂

 内閣府

